



「市民憲章」は、みんなの住むまちを良くするための約束ごとです。未来の京都市をもっと良くするために、わたしたちが守るべきことをワガハイ・ミッケと一緒に見ていきましょう！

問い合わせ 広報担当 ☎222-3094 FAX213-0286



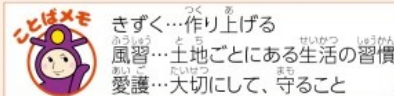
京都市市民憲章ってなに？

まちを美しく豊かにするため、昭和31年に市民のみなさんの手によって決められた5つの約束ごと。京都市民として暮らす中で、心がけるべきことがまとめられています。



京都市市民憲章

- わたくしたち京都市民は、
- 一、美しいまちをきずきましょう。
 - 一、清潔な環境をつくりましょう。
 - 一、良い風習をそだてましょう。
 - 一、文化財の愛護につとめましょう。
 - 一、旅行者をあたかくむかえましょう。



今年度のスローガン／

あらゆる力を合わせて、魅力あふれる京都を未来へ

